

編集・発行

財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3階

TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011

ぎふセンターだより

2011.1

No.57

ごあいさつ

岐阜県知事 古田 肇



日頃は本県行政に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このところの岐阜県の経済は、雇用情勢は多少上向きにはなってきたものの、県内の有効求人倍率は、平成22年8月には依然として0.64倍の低水準となっております。さらに、急激な円高が、輸出により回復してきた県内産業に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるところです。このように、本県の経済・雇用は予断を許さない情勢にあり、中期的な税収等の見通しについても不透明な状態となっております。

皆様には県民の生活衛生の向上のため日々ご貢献いただいているところですが、景気の後退による消費意欲減退から、消費者の動向の影響を直接受ける皆様にとってはなお厳しい経営環境にあるのではと危惧しております。このようなときこそ、地域に根ざした生活衛生営業の皆様によるきめ細やかなサービスをもって消費者の皆様からの信頼を勝ち得て、この難局を乗り切っていただきたいと祈念しております。

岐阜県では、目下22年3月に策定した行財政改革アクションプランに沿って、平成24年度までの3年間における構造的な財源不足を解消するための具体的な取組みを進めているところです。厳しい財政状況が続いていますが、医療、福祉、暮らしの安全・安心など県民生活への影響が及ぶ施策については、最大限の配慮をしつつ、メリハリをつけた事業の実施を行っています。

その中でも、平成24年の「ぎふ清流国体」、第12回全国障害者スポーツ大会「ぎふ清流大会」については、「輝け はばたけ だれもが主役」を合言葉に、開催に向け県民の皆様とともに準備を進めているところであります。このような機会には、全国から多数の人々をお迎えすることとなるため、一層の観光及びスポーツの振興を通じた地域の活性化が期待されます。皆様方には、是非全国からのお客様を温かく歓迎できるよう、衛生環境の向上のためなお一層のご努力をいただきますとともに、県の取組みにつきましても、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、岐阜県生活衛生営業指導センター及び各生活衛生同業組合のますますのご発展と、組合員の皆様方のご多幸とご健勝をお祈りしてあいさつとさせていただきます。

安心と信頼の「Sマーク」を店頭に!

～理容店、美容店、クリーニング店、一般飲食店を営業の皆様へ～

Sマークは、お客様に安全、清潔、安心をお約束する、信頼できるお店のシンボルマークです。



お客さまのより強い信頼を得るために Sマーク登録店の申請をしましょう。

詳しくは(財)岐阜県生活衛生営業指導センター、または各生活衛生同業組合へ

秋の叙勲で「旭日双光章」

岐阜県生活衛生営業指導センター理事・岐阜県生活衛生同業組合連合会副会長
岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合理事長・全国中華料理生活衛生同業組合連合会常務理事

いしわた よしのり
石渡 祥議 氏

永年にわたり中華飲食業界の中核にあり、組合組織の強化、公衆衛生の維持向上に尽力された、石渡岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合理事長が、生活衛生に関する功績により秋の叙勲の荣誉に浴されました。

心よりご祝賀申し上げます。

氏は、昭和52年岐阜県中華料理業環境衛生同業組合の役員に就任以来、組合や県連合会さらには全国連合会の中核の要職を務められ、33年の永きにわたり、役員として組合組織の拡充、組合員の環境衛生水準の向上、経営の健全化、合理化等を推進されてきました。

永年にわたるご功績に敬意を表するとともに、今後とも益々のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。



平成22年度 生活衛生功労者の表彰 栄えある受賞おめでとうございます

本年度の生活衛生功労者として、次の方々が栄えある厚生労働大臣表彰及び全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰を受賞されました。

受賞されました皆さま方は、永年にわたり生活衛生同業組合の組織強化と生衛業界発展のために顕著な功績をあげられた方々であり、日頃のご研鑽に敬意を表し、心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも益々のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。

厚生労働大臣表彰(4名)

理 容	土岐市	三輪 昭男	公衆浴場業	郡上市	山下 昇
旅館ホテル	本巣市	小野島史郎	喫茶飲食	各務原市	浅野 仁己

全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰(4名)

飲 食	山県市	長屋 和秀	社交飲食業	高山市	山崎 努
料 理	瑞穂市	後藤 勝義	旅館ホテル	高山市	加藤 貢



Prem/erDAM
Music Style

第一興商 岐阜市数田南1-6-2
<http://www.dkkaraoke.co.jp/> TEL058-275-2371(代)

岐阜県生活衛生営業指導センターから

後継者育成支援セミナーを開催 ～外食産業を学ぼう～

この事業は、生衛業界の経営者の高齢化や後継者難が叫ばれているなか、インターンシップを活用して学生など若者の生衛業に対する職業観の醸成や就業の促進を図るために実施されています。

本年度は、岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合の協力を得て、去る9月に岐阜女子大学の学生21名が参加し、アクティブGの岐阜調理専門学校(学校法人石井学園)を会場として開催しました。



最初は、岐阜調理専門学校の藍先生から、中国料理について、中国4千年の歴史のなかから育まれた本場中国料理の種類と魅力や、また中国料理が日本に伝わってどのように変化したか、などの講義がありました。

続いて岐阜都ホテルの杉島アシスタントマネージャーから「接客の基本」について、ホテル等におけるサービスの基本(身だしなみ、動作、ふるまい、言葉づかい)の訓練実習を行いました。

その後、調理体験実習として、調理学校の調理室内で岐阜グランドホテルの中国料理担当部長吉澤先生の指導のもと、中国料理の基礎知識と調理技術、食材の扱い方、



調理体験実習の様子

活かし方など、実習を通しての体験学習を行いました。

参加した学生さんは、講師の一流の技術に感心したり親切な指導を通して、日頃では体験できない研修に熱

心に取り組んでいました。

これを機会として、今後多くの若者たちが生衛業に一層興味をもち、そして多くの若者がこの業界に新たに参加するなど、生衛業界がより活発な発展をするよう期待するところです。

経営特別相談員研修会の開催

経営特別相談員は、県内生衛組合からの推薦により知事が委嘱された方々で、生衛業界の経営力向上、営業の近代化など、特に組合員の金融、融資などの相談指導にご活躍頂いています。この方々を対象として、「経営特別相談員研修会」を去る8月と9月に岐阜会場と下呂会場の2箇所で開催しました。

今年度も、昨年に引き続き2箇所での開催となり、県下各地から43名の多くの方々が参加され、熱心に受講されました。

研修は、生衛融資制度の利用促進についての説明のほか、(株)マネージメントブレインの岩田社長から「発想の転換と経営」というテーマで経営の革新の必要性について話されました。



熱心に受講する経営特別相談員の皆さん

また、岐阜女子大学臼井家政学部教授から「商売繁盛は健康から～健康情報とのつきあい方」と題して講演があり、最近の健康情報が氾濫するなかで、正しい健康情報の見分け方や経営者が健康を保つためのコツなど商売繁盛につながる講話がありました。

全国生活衛生営業指導センターからは、最近の生衛業の景気動向、業種別の状況などを踏まえた、経営の安定向上のための融資制度の積極的な活用についての説明がありました。



組合事務局職員研修会の開催

生衛業振興のための基幹制度として、経営特別相談員とともに、「生活衛生同業組合」があります。これは法律によって定められた組織で、生衛業の経営健全化や振興のために自主的に運営され、業界を代表する公式的な組織です。この組合の活性化や適正な運営を図るため、組合事務局に従事する職員の方々を対象に、研修会を7月に岐阜市内で開催しました。

今回は、日頃担当する組合員に対しての経営融資の業務のほか、特に、近年課題となっている組合事業の活性化や組合加入の促進による組合の組織強化に関して実施したところです。



研修会の様子

組織強化については、岐阜県中小企業団体中央会を招き、各組合の理事長も参加して、組合運営の活性化をテーマに、中央会が行っている組合に対する各種支援事業の概要やその利用促進についての説明や、さらなる組合の活性化や加入促進を目指すための方策について、参加者も交えて活発な意見交換が展開されました。

生活衛生営業に関する連絡協議会の開催

去る8月、下呂市内において生活衛生営業に関する連絡協議会を開催しました。この会議は、岐阜県生活衛生課、日本政策金融公庫岐阜、多治見両支店、各生活衛生同業組合理事長及び当指導センター等関係機関が一同に会して、生衛業の近代化、合理化を推進するために、業界の抱える問題点について意見交換等を行い、さらなる連携強化を図ろうとするため、昨年引き続き開催されたものです。

会議は、生活衛生貸付等の状況や振興貸付制度、衛経資金貸付制度のさらなる利用促進について、各組合理事長から政策金融公庫など関係機関に対し活発な意見が述べられました。

理事長からは、最近の生衛業界が厳しい経営状況にさらされていること、また、民間金融機関との競合問題や、生衛事業者の経営事情を反映した制度改正、また借入手続きのさらなる簡素化など、事業者のニーズに応じて気軽に利用できる制度となるよう意見が出され、関係機関との意見交換が活発に行われました。



意見交換の様子

生活衛生営業対策の予算確保について

前号でもお知らせしましたが、6月の行政刷新会議WGと行政事業レビューにおいて、全国生活衛生営業指導センターと都道府県生活衛生営業指導センターに対する補助金については、「事業の廃止」という残念な評決結果が出たところです。

その後、全国の生衛業関係者から、事業の継続について活発な支援活動がなされ、各界から90万もの署名が集められて厚生労働省に届けられました。当指導センターとしましては、関係者の方々のご労苦、ご支援に対し、厚く感謝申し上げます。その後、各都道府県知事からの大臣あての陳情、政策提言等や、7月には、「民主党生活衛生業振興議員連盟」が結成される等の動きのなか、8月末に厚生労働省から財務省に提出された平成23年度概算要求においては、新たに「生活衛生関係営業対策事業費補助金(仮称)」として、今年度並みの金額が計上され、とりあえず事業は継続の方向となったところです。

しかしながら、その後11月に、行政刷新会議において再度の事業仕分けが行われ、これらの事業については改めて「廃止」と判定されました。今後の取扱いは、国において事業の検討が行われ、国予算への反映については、厚生労働省の政務三役において調整されることとなりました。このように、情勢は極めて厳しく決して予断を許さない状況ではありますが、当センターとしては、今後も引き続き、事業の継続に向けて取り組んでいきますので、ご支援をよろしくお願いいたします。

～生活衛生同業組合の組織と活動～

生衛組合の成り立ちから生衛法の制定、そして現在の制度の体系まで、平成21年7月に開催した「生衛業経営セミナー」における全国生活衛生営業指導センター小宮山専務理事の講演録から抜粋してご紹介します。



○生活衛生同業組合の成り立ち

全国生活衛生営業指導センターの小宮山です。

現在、組合はあるのが当たり前ですが昔はありませんでした。生活衛生同業組合の成り立ちは、困ったことがあったから組合が生まれた、すなわち、必要だから生まれたのです。今は、「後継者がいない」、「組合員が減少する」、「規制緩和の波にのまれている」等の難題が山積しています。困ったことがあるから組合は誕生し、現在も存在するのだと思います。楽をしては、組合は機能しないのではないのでしょうか。人口が減るから組合員も減るのは仕方がないとしても、今いる仲間が「何をやるのか」が大事です。

○生衛法の生みの苦しみ

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生衛法）」の目的は、「衛生水準の向上」を図り「消費者・利用者の利益を擁護する」となっていますが、後段の消費者擁護は昭和54年の法改正で組み入れられたものです。この法律は、昭和31年国会で法案が二度とも継続審査となって流れ、昭和32年5月にようやく三度目で成立したものです。通常は、一度流れたら廃案になり二度と俎上にはのらないものなのです。それでも何度でも粘り強く挑戦した我々業界の先人の苦労は素晴らしいものです。当時の昭和20年代から30年代にかけては、中小

企業安定法、中小企業協同組合法といった中小企業対策が全面的に行われていました。生衛業もその枠組みのなかではありましたが、その中ではお金が自由に借りられない、また、参加しやすい業種のため新規参入者が多く、そのため、大変な過当競争を生んで、営業時間、料金ともに生衛業者が高負担を強いられていました。また、小規模経営で9割が従事者4人以下という状況では、中小企業という大きな枠組みのなかではどうしてもやっていけないということになり、生衛業界の惨状を憂いた先人たちが、苦労をして2年がかりで、非常な苦しみのなかでようやく出来た法律です。粘り強い先人の苦労の末、ようやく三度目において成立したものです。しかし、三回目においても参議院では、「業界保護の法律は認められない」として反対にあいました。また、「料金を統一する」、「営業時間を規制する」というのはありえない、として労働関係団体、婦人関係団体、協同組合などからも猛反対にあいました。そのため、修正をかけてようやく参議院で成立しましたが、結果として業界を保護するものとはならなかったのです。そこで当時の先人たちは、これでは我慢ならない、として再度、当初の原案どおり衆議院に差し戻しをしようということになり、残り会期末わずか4時間のなかで、当時の業界代表、厚生省幹部、衆議院議員等の努力により、ようやく当初原案どおりの法律が、4分の3以上の賛成で可決されたのです。生衛法の誕生は、難産中の難産であった訳です。

○議員立法であること

一昨年、生衛法は制定50周年を迎えた訳ですが、その時、新聞などで報道されましたが、皆様にご記憶頂きたいのは、この法律は「議員立法」であったということです。

法案は通常、政府提案として国会で審議されるのが多いのですが、これは当時から非常に珍しく、法律本体で衆議院に差し戻され成立した法律は、これまでに3つしかありません。それ位先人の方々はこの法律に対して熱意を持って取り組み、また、それ位強力な法律なのです。言葉を換えて言えば、この法律は組合の皆さんが作った法律なのです。先人のこの法律に対する熱意と並々ならぬ苦労があったということ、現在の我々は忘れてはならないのではないのでしょうか。現在、この法律の意義というのはなかなか理解し難いと思いますが、この法律を皆さんがきちり守ってやらない限り、我々の業界のことを誰も保証はしません。ただ昭和54年の法改正において、消費者擁護の関係が法律に組み入れられ、より認知されてステータスも上がってきております。これから先もゆるぎない法律だと思います。ところが、「メリットがない、組合は…」という言葉をよく聞くにつけ、この法律が最大のメリットであって、誰からももらったものではないのに、必ずメリットがない、という言葉を書くのは残念です。他にいう術がない、というほかありません。自らがメリットを感じないで、「組合に入ってください」というのは無理です。この法律は自分たちが作った、けれど時代が変わって、それでどうでもよくなった、あるのが当たり前になった。そうすると麻痺してくる。しかし、この法律がないとどうなるのか、組合は存在しません、国も助けてくれません。もう皆が勝手にやってください、ということになって、昭和20年代に戻ることにあります。

○生活衛生業の制度の体系

現在の生活衛生業界の体系は、各都道府県に1つの十七業種毎の同業組合、そしてその全国単位での連合会、さらに総括的団体として中央会があります。さらに指導機関として全国生活衛生営業指導センターのほか各都道府県に生活衛生営業指導センターがあります。そのような制度において、必要な、数億円の国費が投入されており、体制としては整備され認知されており成果は出ています。パートタイマーの厚生年金への適用における事業主負担の問題についても解決されました。さらに、生活衛生融資については、当初、環境衛生金融公庫から発足し、近時国民生活金融公庫が株式会社日本政策金融公庫となった訳ですが、この目的のなかに「生活衛生営業を含む」と明記されています。この明記を入れるだけでも3年かかりました。黙っていても消えてしまう訳です。政府における制度の検討のなかでは、日本商工会議所、経団連、チェーンストア協会、百貨店協会、自動車工業会等経済団体と同列に、全国生衛同業組合中央会に対して意見の付与等の機会が同等に与えられました。このステータスは最大のメリットと言わざるを得ません。130万事業所、650万人の生衛業界が、政府中央に対して、「言うべきことが言える」ということなのです。組合員は減少している、といっても40~50万人はいて、それでもなおこれだけの規模の団体は、他には例がない、存在しない、と言われていました。たったひとつの法律でこれだけの枠組みをまとめる、助け合いの精神に基づいた非常にいい組織だと評価されています。これで交渉力が上がる、ステータスが上がる、そして皆さん一人一人がだんだんにひとつに固まって強く機能していると思います。

○生衛業に対する融資

金融公庫の融資も確保されました。また補助金の活用、ということで、皆さんの組合にも十分ではありませんが補助金として振興事業助成金が2億円投入されています。それ以外でも県の業種単位で、数百万程度の規模で交付されています。また、金融公庫のなかでは組合員と非組合員に利率に差を設けており、組合員に対する融資に対し利息補てんが国費で投入されています。しかし、この利息補てんの融資は、1750億円の借入枠に対し675億円しか使われていないという事実があります。ありがたみがない、もういらぬのではないかと、という話もあります。また、民間金融機関のほうが借入れが楽だ、とか手続きが面倒、同業者に経営内容を知らされるのはいやだ、とかいう意見も聞きます。しかし、昭和20年代は、誰も金を貸してはくれなかった、そのために先人の方々は、必死になって自分達のために公庫を作った、しかし利用しないのでは、この枠組みは流されてしまうのではないかと心配するところでした。この公庫融資は組合員に対しては運転資金もあり、いい融資制度ですが、この利息補てんについては、金融公庫に対して毎年10億円の税金が使われています。誰も使わなければ、法律がなくなれば、組合がなくなればこの枠組みはなくなってしまふ、ということを感じて頂きたいと思います。

○衛生水準の維持向上

生衛業の「衛生水準の維持向上」、「経営健全化の指導」については、現在、厚生労働省が行っています。中小企業対策ということで経済産業省ではなく、「衛生水準の向上」を切り抜いて厚生労働省の所管となっている、ということが大事です。戦前の「おいこら」の取締り行政ではなく、皆さんの自主活動を尊重し、それを奨励している、衛生水準の向上ということで厚生労働省がやっている、ということです。中小企業振興という大きな枠組みの中では生衛業に関しては一切が埋没してしまう、と思う訳です。「生活衛生」は命に通じるものです。組合がなくなる云々の話においても、我々は衛生面から国民に貢献しているのだ、ということです。色々な注文が政府などからありますが、基本は「社会貢献をしている団体」という旗印を掲げ、元気にやっていくことだと思います。生活衛生営業にとって、他の中小企業との大きな違いは、業界の名前がついた法律があり、単独で縛られる、食品衛生法などのように、衛生規制によって自由に営業が出来ない、ということがあります。これは、一般国民にもっと理解してもらいたい部分であります。生衛業は地味なところで、財務省に予算要求をする中でもなかなか理解されない。何もなければいいんじゃないかと忘れられてしまふ、そしていざことが起こると非難される、ということになります。しかし、我々は、「国民生活に貢献しているのだ」という気概をもって取り組んで頂きたい。そして営業をやるうえで大事なことは、衛生対策として、例えば「手を洗う」ことが、それが単純で簡単なことでも、毎日同じことを欠かさずやる、習慣をつけるということが、非常に大切です。それが「当たり前」と思われても、こつこつとやるのが世間での評価を生むものと思います。

(おわり)

編集：岐阜県生活衛生営業指導センター

組合だより

社交飲食業組合から

組合ホームページ「Enjoy! Gifu Night」開設

社交飲食業組合では、全国生活衛生営業指導センターの振興助成金を受けて、組合のホームページ「Enjoy! Gifu Night」を開設しました。これは、組合加盟店舗の全情報を無料で地域別に紹介し、店のPRと活性化を図り営業力UPを目指します。また、QRコードの掲載を始め飲食や旅館ホテル等の各組合、岐阜コンベンション協会、県観光連盟ともリンク提携して、より使いやすいホームページを目指しています。このホームページのアドレスは<http://www.enjoy-gifunight.com/>です。是非ご利用下さい。

岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合
Enjoy! Gifu Night
おつけた、岐阜のおみせ

【ご挨拶】
岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合におきましては、お客様が安心して、楽しんで頂ける岐阜県内の社交場の情報、特典情報公開を第1の目的とし、更には人材育成講座情報、イベント情報、岐阜県の飲食店、観光地等と連携した情報を満載で発信しております。岐阜の夜を安心してめいっぱい楽しんで頂くためにも、是非当サイトにお越し下さい。心よりお待ちしております。

理事長 大野 邦博

岐阜県ナイトスポットを携帯サイトで一発検索!
行きたいお店を探そう! 分かりやすいエリア検索! お得な情報をGet!

簡単! エリア検索
① 岐阜市 エリア
② 各務原 エリア
③ 高山 エリア
④ 郡上 エリア
⑤ 多治見 エリア
⑥ 恵那 エリア
⑦ カルカク橋 / その他の エリア

下記QRコードを携帯電話のバーコードリーダーで読み込んでアクセス下さい。
モバイルサイト
携帯からアクセス

又は、下記へアクセス下さい。
<http://www.enjoy-gifunight.com/>
お店の紹介や、お得な特典が満載。お得な特典情報は、各店によって異なります。あらかじめご了承下さい。

パソコンから <http://www.enjoy-gifunight.com/>へアクセス!
当組合加入のお店の情報、求人・人材育成講座・イベント情報満載!
さらに岐阜県の飲食業、観光地等と連携した情報も発信しております。

岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合 〒500-8828 岐阜市若宮町4-8-2F TEL:058-262-7314
※当組合に是非ご入会下さい。無料でHPにお店の紹介をさせていただきます。詳細はHP又は上記まで。

美容業組合から

衛生管理講習会の開催

美容業組合では、毎年「衛生管理講習」を県下5ブロックに分けて開催しています。去る10月には、岐阜地区美容協議会が約500人の出席のもと岐阜市内で開催されました。講習では、保健所からの衛生管理の説明のほか、昨年に引き続き、全国生活衛生営業指導センターの小宮山専務理事を招いて、最近における全国的生活衛生業界の情勢、また組合活性化のための方策等についての大変有用な講演を頂きました。組合加盟店では、衛生管理には細心の注意を払って営業しています。店内での、この衛生講習受講済のシールを参考にご利用下さい。



21世紀—— 観光岐阜の アミューズメントをリードする 岐阜観光グループ

- 飲食部門
インターナショナル ショウポート
ショークラブ
レセプションバー ムーランルージュ
- パチンコ・スロット部門
パチンコ スロット OH Ichioiku OH一債
スロット Aladdin アラジン
スロット Major KURONO
スロット Major OONO
- パーキング部門
岐阜観光 PARKING OH
岐阜観光 PARKING OH 百傳ヶ瀬
PARKINGI PARKINGII
- サービス部門
G.K.K ケロやんショップ

GKK 岐阜観光株式会社
岐阜市若宮町4丁目8番地 TEL (058)265-5416(代)

サイト開設と同時に携帯用モバイルサイトも開設し、組合員向け「QRコードちらし」を作成して配布しました。これは携帯からのアクセスも簡単に出来、一層の利用促進が期待できます。

この他にも「組合員名簿」も一新して店の広告宣伝にも活用できるようになりました。

組合では今後とも組合員の活性化と発展を目指し、また一般の方々のご理解と安心して利用できるよう促進に努めます。



旅館ホテル組合から

暴力団の排除対策について

現在、岐阜県においては、暴力団の排除に関する施策を総合的に進めるため「岐阜県暴力団排除条例(仮称)」の制定が予定されています。そのなかで、契約などにおける事業者の責務として「契約時には相手が暴力団員でないこと」の確認、また「暴力団員と判明したときは直ちに契約の解除ができる」ことを契約などの約款に定めるよう努めることとなっています。組合では、この対策として暴力団との取引を遮断するための「宿泊(利用)約款等参考例」を作成しましたのでご参考にして下さい。



《宿泊(利用)約款等参考例》

(宿泊契約締結の拒否)

第〇条 当館(ホテル)は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないものとします。

- 一 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)であると当館(ホテル)が認める場合
- 一 宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると当館(ホテル)が認める場合
- 一 宿泊しようとする者が、法人でその役員に暴力団員に該当する者のあるもの
- 一 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- 一 宿泊しようとする者が、当館(ホテル)若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合

(当館(ホテル)の契約解除権)

第〇条 当館(ホテル)は、宿泊者が次の事由に該当すると判明した場合は、宿泊契約を解除するものとします。

- 一 暴力団等反社会的勢力
- 一 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
- 一 法人でその役員に暴力団員に該当する者のあるもの
- 一 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- 一 当館(ホテル)若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合

(宴会利用契約締結の拒否及び解除)

第〇条 当館(ホテル)は、次に掲げる事由に該当すると当館(ホテル)が認める場合においては、宴会利用契約の締結に応じないものとします。また、宴会利用契約を締結した後に該当すると判明した場合は、契約を解除するものとします。

- 1 宴会場に出席する利用客の中に、次の事由に該当する者がいる場合
 - 一 暴力団等反社会的勢力
 - 一 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - 一 法人でその役員に暴力団員に該当する者のあるもの
- 2 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- 3 当館(ホテル)若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合



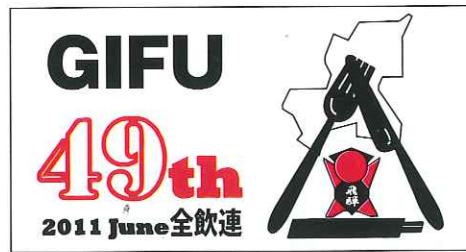
飲食組合から

歓迎 第49回 大会テーマ「地産地消の食材で作る郷土料理」
全飲連全国岐阜県大会
 飛騨高山会場 日時：平成23年6月8日
 会場：飛騨・世界生活文化センター

パソコンから 検索は岐阜県飲食 検索
 ケータイから QRコード
 電話から 大会専用電話 058-215-8170

「全飲連全国岐阜県大会」の公式マークが決定

49thと全飲連ロゴを使用し、「さるぼぼ」の周りを岐阜県の地図とナイフなどでデザインしました。また、「さるぼぼサルサ」の軽快なテンポのイメージソングも発表されました。



全飲連まつりの開催

全国の飲食店が参加する、全飲連主催の「第4回全飲連まつり」が本年2月1日～28日開催されます。全国規模だから出来る豪華賞品(自家用車、iPad、液晶TVなど)が当たるキャンペーンが実施されます。店内にある応募はがきでの応募となりますので、販売促進に活用できます。県飲食組合も積極的に支援しています。

第4回 新春謝恩 感謝プレゼント
全飲連まつり
 平成23年2月1日～2月28日

特賞 2名抽選 自家用車 マルチ
 一等賞 50名抽選 iPad Wi-Fiモデル 32GB
 二等賞 150名抽選 32型液晶 カラーテレビ
 三等賞 300名抽選 カシオ G-SHOCK腕時計

抽選日：平成23年3月上旬
 抽選発表：抽選結果をホームページにて発表させていただきます。
 抽選引換期間：平成23年3月中旬～4月30日(土)(以降開催)
 ※当選本数は、応募8万枚を抽籤150万枚の場合です。

主催：全国飲食業生活衛生同業組合連合会

飲食組合・喫茶飲食組合との共同企画

組合員の仕入れコストの低減を図り、経営向上を図るため、飲食組合と喫茶組合は共同企画事業として次のような大型店との提携関係を図っています。

- 大型ディスカウントストアとの提携(岐阜・西濃・中濃地区)～組合員にメンバーズカード発行
 - 大型業務用スーパーとの連携～清算に組合員カードでポイントが2倍となる措置 等
- その他、営業力強化のため、Web構築や携帯サイト支援などの共同事業を積極的に展開しています。



理容組合から

理容ボランティアの日

理容組合では、毎年9月の第2月曜日を「理容ボランティアの日」と定めて、社会貢献のための諸活動を実施しています。今年も、県下28支部毎に組合員が「タオル収集」を行い、6,553枚のタオルが集められました。

これらはそれぞれ地域の社会福祉協議会や老人ホームなどの施設に届けられました。この活動は1997年から毎年行われており、今年で13回目となります。また組合では、この他にも、募金活動やペットボトルのキャップ集めなども行っています。



JASRAC

Connect!



人と音楽をつなぐこと、それがJASRACの役割です。

詳しくはこちら

www.jasrac.or.jp

日本音楽著作権協会 中部支部

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-24-30 名古屋三井ビル本館13階
Tel.052-583-7590

税務署からのお知らせ

申告書の作成は、国税庁ホームページの

確定申告書等作成コーナーで!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色決算書などを作成できます。

作成が終了したら…

インターネットで送信!



国税電子申告・納税システム

印刷して郵送等で提出!



どちらか選択

e-Taxをご利用いただく前には、①電子証明書の取得、②ICカードリーダーライタの用意、③e-Taxの初期登録が必要です。

e-Taxに関する詳しい情報はe-Taxホームページで
www.e-tax.nta.go.jp

※パソコンの環境などにより、ご利用いただけないことがあります。

e-Taxを始めよう! 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から!!

最高5,000円の税額控除

平成22年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。
※本控除の適用は、平成19年分から平成22年分の間のいずれか1回になります。



国税庁HPから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信することができます。



添付書類を提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。

※確定申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。

源泉徴収票



医療費の領収書

還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)



詳しくは

国税庁ホームページで www.nta.go.jp

確定申告

検索

日本政策金融公庫からのお知らせ

生活衛生同業組合の組合員のみなさまへ —— 融資のごあんない

日本政策金融公庫 国民生活事業は、店舗改装資金等のご融資を通じ、みなさまの事業のお手伝いをさせていただきます。

現在、設備投資の下支えを図るため、**設備資金の当初2年間の利率を0.5% (年利) 引き下げる「設備資金貸付利率特例制度」**をお取り扱いしています。
(利率は平成22年11月11日現在)

生活衛生改善貸付 (生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付) (無担保・無保証人)

ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む小規模事業の方(注)であって生活衛生同業組合理事長の推薦を受けた方
ご融資額	1,500万円以内
ご返済期間	設備資金10年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金7年以内(うち据置期間1年以内)
利率(年利)	(特別利率F) 1.85%(設備資金の場合、ご融資日から2年間 1.35%)
ご利用の手続き	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">ご相談 お申込</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">推薦 同業組合/指導センター</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">ご融資 日本政策金融公庫</div> </div>

(注) 常時使用する従業員が5人以下の会社又は個人の方が対象となります。

振興貸付 ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。

	設備資金	運転資金
ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む方であって、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方	
ご融資額	1億5,000万円以内～7億2,000万円以内 (業種によって異なります。)	5,700万円以内
ご返済期間	18年以内(特別な場合20年以内)	5年以内(特に必要な場合7年以内)
据置期間	2年以内	6ヵ月以内(特に必要な場合1年以内)
利率(年利)	(特別利率D) 1.00%～(基準利率) 2.15%～ ご融資日から当初2年間 (特別利率D) 0.50%～(基準利率) 1.65%～	(特別利率A) 1.75%～(基準利率) 2.15%～

※振興貸付を特別利率でご利用後に、所属する組合を脱退した場合、基準利率に引上げとなる場合があります。

【くわしくは、事業資金専用ダイヤル又は支店の窓口までお気軽にお問い合わせください。】

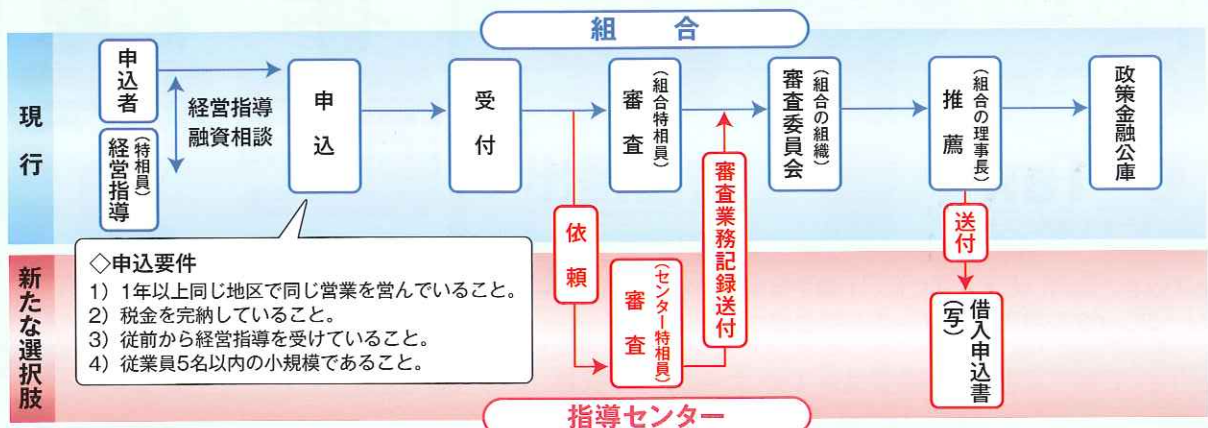
お問い合わせ先 ※フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、支店の窓口へおかけ直してください。

【事業資金相談専用ダイヤル】 **0120-154-505** 日本政策金融公庫 岐阜支店 TEL(058)263-2137
 多治見支店 TEL(0572)22-6341

生活衛生改善貸付(衛経)の審査手続きの改善について

岐阜県生活衛生営業指導センター

「衛経」資金については、無担保無保証の組合員向け融資として、これまで組合の経営特別相談員がその審査などの業務を行ってきましたが、この融資制度の利用をさらに促進するため、指導センターにおいても、組合と同様に融資の審査業務を行うことが出来るようになりました。この「衛経」融資について、皆さまのより積極的な活用をお願いするとともに、指導センターに審査をご希望される場合は、申込時にその旨組合に申し出願います。



税務相談のご案内

当指導センターでは生活衛生業の皆様を対象に「**税に関する相談**」を開催しますので、お気軽にご利用ください。
○開催時間: **午後1時～午後4時** ○相談員: 各地区の**担当税理士** ○相談は**無料**で秘密は守られます。

税務相談日程表

地区	相談日	会場	電話番号	担当税理士
岐阜北	2月21日(月)	岐阜市長住町1-9 第2長住ビル4F 武藤喜美夫税理士事務所	058-267-4525	武藤喜美夫
岐阜南	2月21日(月)	岐阜市六条南2-11岐阜産業会館5F 名古屋税理士会岐阜南支部内	058-274-0658	堀川 浩二
大垣	2月20日(日)	大垣市藤江町3-139 小林和一税理士事務所	0584-77-3023	小林 和一
関	2月19日(土)	関市一本木町71-1 名古屋税理士会関支部内	0575-24-6093	木全 繁美
多治見	2月18日(金)	多治見市音羽町4-25 多治見税理士会館内	0572-25-4444	小笠原 稔
中津川	2月18日(金)	中津川市東宮町4-50 中津川動力ビル3F鈴木事務所	0573-66-2805	鈴木 立晃
高山	2月21日(月)	高山市桐生町4-41 大林泰雄税理士事務所	0577-32-6766	大林 泰雄

岐阜県農政事務所からのお知らせ

米トレーサビリティ法がスタート

※ 米トレーサビリティ法: 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)

取引等の記録・保存(トレーサビリティ)

記録

平成22年**10月1日**の取引等から適用されます

この制度の対象となる以下の米・米加工品を取引したり、事業所間での移動や廃棄など行った場合には、

- ・米穀(玄米・精米等)
- ・米粉や米こうじ等の中間原材料
- ・米飯類
- ・もち、だんご、米菓、清酒、
単式蒸留しょうちゅう、
みりん

①品名、②産地、③数量、④年月日、
⑤取引先名、⑥搬出入所等を記録し、
保存しなければなりません。

対象となる事業者は、**生産者や、製造業者、流通業者、小売業者、外食業者**などです。



事業者間における産地情報の伝達

伝達

平成23年7月1日以降に出荷する米穀から適用されます

米・米加工品を他の事業者へ譲り渡す場合には、**伝票等又は商品の容器・包装への記載により、産地情報の伝達**が必要です。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を販売・提供する場合には、

①玄米・精米、もち(一部)は、JAS法に従って表示してください。

②上記以外の場合には、

商品包装への記載、**店内掲示**などにより**産地情報の伝達**を行ってください。



制度の詳細については、下記までお問い合わせください。

東海農政局 岐阜農政事務所 食糧部 消費流通課 TEL:058-271-4046

生活衛生同業組合への加入について

- 「生活衛生同業組合」とは、法律（生衛法）に基づき、岐阜県知事から設立認可を受け、厚生労働省と岐阜県の指導監督のもとに運営され、国や県から業界を代表する団体として公式に認められています。
- 岐阜県には、次の14の業種組合があります。どなたでも加入できます。お気軽にご相談下さい。

組 合 名	郵便番号	所 在 地	電話番号 FAX番号	理事長
 岐阜県美容業生活衛生同業組合	500-8305	岐阜市沖ノ橋町3-3 岐阜県美容会館	058-254-0861 058-254-1377	山口 雅生
 岐阜県理容生活衛生同業組合	500-8171	岐阜市高森町1-17 岐阜県理容会館	058-264-2595 058-263-5360	滋野 昭和
 岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合	500-8314	岐阜市鍵屋西町1-75 岐浴会館	058-252-1457 058-252-1457	稗田 益弘
 生活衛生同業組合岐阜県映画協会	500-8876	岐阜市日ノ出町1-20 ロイヤル劇場ビル4F	058-264-0161 058-266-5048	篠田 元弘
 岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合	500-8289	岐阜市須賀4-8-4 岐阜県クリーニング会館	058-273-7727 058-273-7727	田中 康雄
 岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合	500-8812	岐阜市美江寺町1-16	058-262-7461 058-262-2476	瀧 多賀男
 岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合	500-8878	岐阜市神室町2 中国料理北京内	058-212-0315 058-212-0316	石渡 祥議
 岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-24 丸晶ビル2F	058-247-2815 058-247-2815	武藤 八紘
 岐阜県飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-24 丸晶ビル2F	058-240-5619 058-240-5792	河本 敏明
 岐阜県料理生活衛生同業組合	500-8841	岐阜市高野町2-1	058-262-2845 058-262-2845	堀 三三男
 岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合	500-8828	岐阜市若宮町4-8 岐阜観光パーキングOH2F	058-262-7314 058-262-7314	大野 邦博
 岐阜県食肉生活衛生同業組合	500-8266	岐阜市境川5-148	058-273-6011 058-274-8248	熊崎 金良
 岐阜県鮪商生活衛生同業組合	503-0887	大垣市郭町東2-29 寿司幸本店2F	0584-47-9356 0584-47-9357	林 照男
 岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	501-2105	山県市高富井ノ表227-4 岐阜アグリフーズ(株)内	0581-27-3766 0581-22-6131	荒井 幹広

生衛業の皆様に 営業相談室のご案内

岐阜県生活衛生営業指導センターでは生衛業の皆様の経営の健全化・衛生水準の維持向上のため、営業相談室を設けております。

融資相談・経営相談などお気軽にご利用ください。

- 指導センター相談室は
毎日午前9時～午後5時まで
(土日・祝祭日を除く)



財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F
TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011

この冊子は岐阜県の補助金を受けて作成しています。